

質問書に対する回答

件名) 首都圏中央連絡自動車道 成田標識工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	入札公告 契約履行用件等一覧表 配置技術者に求める項目a) 標識工事	配置技術者に求める項目の施工経験 a) 標識工事 ですが、コリンズで道路付属物工事、又は道路標識設置に登録されてないと施工経験として認めてもらえないのでしょうか。公的機関の発注した防護柵等の数種の工種がある中で道路標識を建柱した工事は施工経験として認められますか	コリンズへの登録内容を問わず標識工事としての実績が確認できるのであれば施工経験として認められます。
2			
3			
4			
5			